

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成19年4月19日(2007.4.19)

【公表番号】特表2006-520238(P2006-520238A)

【公表日】平成18年9月7日(2006.9.7)

【年通号数】公開・登録公報2006-035

【出願番号】特願2006-506950(P2006-506950)

【国際特許分類】

A 4 6 B 9/04 (2006.01)

A 4 6 B 5/00 (2006.01)

A 6 1 C 17/22 (2006.01)

A 6 1 C 17/00 (2006.01)

【F I】

A 4 6 B 9/04

A 4 6 B 5/00 A

A 4 6 B 13/02 7 0 0

A 6 1 C 17/00 L

【手続補正書】

【提出日】平成19年3月5日(2007.3.5)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

歯ブラシヘッドにおいて、

ヘッドの上面から延びる歯クリーニング要素を含み、前記ヘッドは、互いに独立して動くことができる少なくとも二つの部分に分割されており、前記歯クリーニング要素はその要素が延びる前記ヘッドの部分に対して回転自在である、歯ブラシヘッド。

【請求項2】

各ヘッド部分は、交互の突出部及び凹所を含み、各ヘッド部分の突出部は、他方のヘッド部分の凹所に少なくとも部分的に嵌入するとともに、一方のヘッド部分に設けられた突出部の一つから少なくとも一つのタフトが延びてあり、他方のヘッド部分によって三つの側部が取り囲まれている、請求項1に記載の歯ブラシ。

【請求項3】

前記歯クリーニング要素は、一つ又はそれ以上の歯クリーナーと、  
ベース支持体と、

アンカーピボットとを含み、前記一つ又はそれ以上の歯クリーナーの一端が前記ベース支持体の第1端に固定されており、前記アンカーピボットの一端が前記ベース支持体の第2端に固定されている、請求項1に記載の歯ブラシ。

【請求項4】

前記アンカーピボットは、前記アンカー部分の小径区分よりも大きい、前記ベース支持体から遠方の大径区分を有し、前記大径区分及び前記小径区分の各々の長さは幅よりも長い、請求項3に記載の歯ブラシ。

【請求項5】

前記アンカーピボットは、前記ヘッドに設けられた貫通穴内に配置される、請求項3に記載の歯ブラシ。

**【請求項 6】**

前記ベース支持体は前記穴の外側に配置される、請求項 5 に記載の歯ブラシ。

**【請求項 7】**

前記ヘッドの上面とは反対側の前記ヘッドの底面近くの第 1 穴部分の長さ及び幅は、前記アンカーピボットの前記大径区分の長さ及び幅とほぼ同じである、請求項 5 に記載の歯ブラシ。

**【請求項 8】**

前記穴は前記ヘッドの前記上面の近くに第 2 穴部分を有し、前記第 2 穴部分の長さは前記第 1 穴部分の長さよりも短い、請求項 7 に記載の歯ブラシ。

**【請求項 9】**

前記第 2 穴部分の幅は前記第 1 穴部分の幅と、これらの二つの穴部分が出会う場所で実質的に同じであり、前記第 2 穴部分の幅は前記穴部分が出会う場所から前記ヘッドの前記上面に向かって末広がりになっている、請求項 8 に記載の歯ブラシ。

**【請求項 10】**

前記歯クリーニング要素は、前記第 2 穴部分の幅と実質的に平行な軸線を中心として回転する、請求項 8 に記載の歯ブラシ。

**【請求項 11】**

前記歯クリーニング要素は前記ヘッドにスナップ嵌めされている、請求項 1 に記載の歯ブラシ。

**【請求項 12】**

歯ブラシにおいて、

ヘッドと、

前記ヘッドの上面から延びる歯クリーニング要素であって、この歯クリーニング要素が延びる前記ヘッドの部分に対して回転自在の歯クリーニング要素と、

前記ヘッド及び前記歯クリーニング要素を振動させるためのバイブレーターとを含む、歯ブラシ。

**【請求項 13】**

歯ブラシにおいて、

互いに別個に移動することができる少なくとも二つの部分に分割されたヘッドと、

前記ヘッドを振動させるためのバイブレーターとを含む、歯ブラシ。

**【請求項 14】**

歯ブラシにおいて、

ヘッドと、

互いに別個に移動することができる少なくとも二つの部分に分割された前記ヘッドの上面から延びる歯クリーニング要素であって、前記歯クリーニング要素が延びる前記ヘッドの部分に対して回転自在の歯クリーニング要素と、

前記ヘッド及び前記歯クリーニング要素を振動させるためのバイブレーターとを含む、歯ブラシ。

**【請求項 15】**

前記バイブレーターは電動モータを含む、請求項 14 に記載の歯ブラシ。

**【請求項 16】**

前記歯クリーニング要素は、プラスチック、ゴム及びその組み合わせを含む材料群から選択された材料でできたフィンである、請求項 14 に記載の歯ブラシ。

**【請求項 17】**

前記歯クリーニング要素は、前記ヘッドに設けられた任意の他の歯クリーニング要素とは別個に回転することができる、請求項 14 に記載の歯ブラシ。

**【請求項 18】**

第 2 歯クリーニング要素を更に含み、前記二つの歯クリーニング要素の一方が前記二つのヘッド部分の一方に配置され、前記二つの歯クリーニング要素の他方が前記二つのヘッド部分の他方に配置されている、請求項 14 に記載の歯ブラシ。

**【請求項 19】**

各ヘッド部分は、交互の突出部及び凹所を含み、各ヘッド部分の突出部は、他方のヘッド部分の凹所に少なくとも部分的に嵌入する、請求項 14 に記載の歯ブラシ。